

「徴収猶予申請書^特」の書き方

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ②申請時に一時に納税を行うことが困難であること
 - ③猶予を申請する各期別の納期限が、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに到来するもので、申請日が納期限までであること（※1）
- のいずれも満たす場合に、最大で1年間の猶予（無担保かつ延滞金なし）がされます。

尚、徴収猶予申請書^特にあるそれぞれの項目を記入し計算した結果、裏面(5)の猶予額に該当する金額が、猶予される金額になります。

また、申請書以外に以下の添付資料が必要となります。

- ・財産収支状況書(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合)
- ・財産目録及び収支の明細書(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)

(※1)

令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を過ぎている場合、令和2年6月30日までに申請を行えば、特例の対象となります。

また、徴収猶予の特例は、申請をする時点において、一時に納付困難な事情があることが要件となりますので、納期限が翌月に到来する程度であれば、一連の資金繰りとして、まとめて申請できる場合もありますが、それ以上となる場合は、納付すべき地方税の発生の都度、申請頂く必要があります。

- 1・郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載してください。

法人が申請する場合は、代表者の住所、役職、氏名を法人の所在地や名称の下に併せて記載してください。（法人の場合の電話番号については、担当部署の連絡先を記載してください。）

- ・「申請年月日」欄

申請書を提出する日を記入してください。なお、法施行日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

- ・「納付又は納入すべき税」欄

徴収猶予の申請をするときに、未納となっている町税（課税年度、税目（期別）、納期限、税額、本税以外（延滞金）、通知書番号、猶予を希望する期間）を全て期別で記載してください。

猶予を希望する期間については、納期限の翌日から最大12月間となりますので、該当する日付及び期間を記入してください。

- ・「新型コロナウイルス感染症等の影響」欄

該当する欄に✓を記入してください。新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により収入が減少していることが必要です。

2・猶予額の計算欄

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることを示すためのものです。

・「収入」欄

前年同期比の収入減少率を算出するために入力します。

収入の項目欄については、納税者が法人の場合には、売上収入や経常的な収入の項目の名称を、個人の場合には、事業の売上、給与収入、不動産賃料収入など経常的な収入の項目を記載してください。

対象年月については、令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月を3月選んで記入してください。

その下欄にそれぞれの収入額を、合計したものを小計欄(③から⑤)に記入してください。

同様に、右欄の前年同月収入記載欄に、前年同月の収入額及び小計(⑥から⑧)を記入してください。

最右欄の計算式にあてはめて、収入減少率(のうち最大のもの)を記入してください。

・「支出」欄

支出の項目欄については、納税者が法人の場合には、経費の項目の名称を記入してください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは該当しません。また、納税者が法人の場合は、生活費は該当しません。

例：仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済等

個人の場合には、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費を算出します。なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を減らした金額を記入してください。

例：社会保険料、家賃、食費、光熱水費、医療費、通信費、教育費、生命保険料、住宅ローン、ガソリン代等

それぞれの月の支出の合計を小計欄(⑨から⑪)に記入し、最右欄の計算式にあてはめて、支出平均額を記入してください。

※事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳の写し等)の添付をお願いします。添付が難しい時は、職員による聴き取りで対応させていただきます。

・「税理士証明押印」欄

税理士による代理申請の場合に記入してください。

(2) 当面の運転資金等の状況等

・「当面の運転資金等(6か月分)」欄

「支出平均額」欄⑫の数値を6倍したものを記入します。

・「今後6か月間に予定されている臨時支出等の額」欄

事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入や、学費及び手術費用等の生活をしていくうえでやむを得ない支出が予定されている場合に、その金額を記入してください。

・「当面の支出見込額（⑬）」欄

上記「当面の運転資金等」＋「今後6か月間に予定されている臨時支出等の額」の合計を記入してください。

（3）現金・預貯金残高

・「現金」欄及び「預貯金」欄に、現在の残高を記入し、⑭にその合計額を記入してください。

※一時納付・納入が困難であることを証する書類（預金通帳、現金出納帳の写し等）の添付をお願いします。添付が難しい時は、職員による聴き取りで対応させていただきます。
--

（4）納付可能金額

「現金・預貯金の合計」⑭から「当面の支出見込額」⑬を引いた額を「納付可能金額」欄⑮に記入してください。尚、計算した金額がマイナスになる場合は、「0」を記入してください。

（5）猶予を受けようとする金額

「納付・納入すべき税」欄に①と②を合計した金額を、「納付可能金額」欄に⑮の額を記入してください。その後、①＋②－⑮の額を「猶予額」欄に記入してください。

2 ・ その他の猶予申請（他の猶予の申請を併せて希望する場合）

収入の減少率が概ね20%を超えておらず、徴収猶予の特例の申請が許可されなかった場合に、他の猶予制度の申請を希望する方は、✓を記入してください。許可されなかった場合は、職員から他の猶予制度についてご案内いたします。

問い合わせ先： 紀宝町税務住民課 電話：0735-33-0337
--